



長野県報

3月31日(木)
令和4年
(2022年)
号外

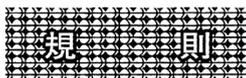
目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課)	1
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課)	4
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	10
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課)	10
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	11

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課)	13
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(人事課)	13
兼務に関する規程の一部改正(人事課)	15
長野県流域下水道事業財務規則第2条に定める本所及び所の企業出納員の任免の一部改正(人事課)	15
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(コンプライアンス・行政経営課)	15
長野県公印規程の一部改正(情報公開・法務課)	16
長野県文書規程の一部改正(情報公開・法務課)	16
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育政策課)	17



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第42号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の12」を「第4条の13」に、「第39目 名古屋事務所及び大阪事務所(第150条・第151条)」を、

「第39目 自然公園施設(第149条の2・第149条の3)

に、「第40目」を「第41目」に、「第41目」を「第42目」に、「第42目」

第40目 名古屋事務所及び大阪事務所(第150条・第151条)」

を「第43目」に、「第43目」を「第44目」に、「第44目」を「第45目」に、「第45目」を「第46目」に、「第46目」を「第47目」に、

「第47目 病害虫防除所(第174条・第175条)

第48目 削除」を「第48目 病害虫防除所(第174条・第175条)」に改める。

第3条第2号中「交通政策課」を「交通政策課 松本空港課」に改める。

第4条中「DX推進課」の次に「、松本空港課」を、「職員キャリア開発課」の次に「、人権・男女共同参画課」を加える。

第4条の8第2項を削る。

第2章第1節第1款第2目の2中第4条の12を第4条の13とし、第4条の9から第4条の11までを1条ずつ繰り下げ、第4条の8の次に次の1条を加える。

(松本空港課)

第4条の9 松本空港課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松本空港の管理及び利用促進に関すること。
- (2) 松本空港管理事務所に関すること。

第5条の2第4号中「ほう賞」を「褒賞」に、「こと」を「こと（他の所管に属するものを除く。）」に改める。

第5条の3に次の1項を加える。

2 コンプライアンス・行政経営課に、政策評価室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 政策評価に関すること。
- (2) 事業点検に関すること。
- (3) 公共事業評価に関すること。
- (4) 公共事業評価監視委員会の庶務に関すること。

第16条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 歯科口腔保健に関すること。
- (4) 歯科衛生士の養成に関すること。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (7) 公衆衛生専門学校に関すること。

第16条の2第4号中「及び歯科保健」を削り、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「公衆衛生専門学校及び」を削り、同条を同条第7号とする。

第17条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「及び自立支援協議会」を「、自立支援協議会及び共生社会づくり調整委員会」に改め、同条を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等の推進に関すること。

第27条の5に次の1号を加える。

- (4) 自然公園施設に関すること。

第41条第2項中「鳥獣対策・ジビエ振興室」を「鳥獣対策室」に改め、同項第2号中「ジビエの振興（他の所管に属するものを除く。）に関することを含み、」を削り、同条第3項中「鳥獣対策・ジビエ振興室」を「鳥獣対策室」に改める。

第43条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「公共事業評価監視委員会及び」を削り、同条を同項第5号とする。

第45条第5号中「高規格幹線道路」を「高規格道路」に改める。

第56条第1項中第37号を第38号とし、第32号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次の1号を加える。

- (32) 長野県自然公園施設条例（令和3年長野県条例第26号）による自然公園施設

第81条の2第2項第4号、第81条の3第3項第4号、第81条の6第2項第4号及び第81条の7第3項第4号中「歯科保健」を「歯科口腔保健」に改める。

第84条の2第1項中「家庭支援課及び」を「家庭支援第一課及び家庭支援第二課（長野県松本児童相談所を除く。）並びに」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「家庭支援課」を「家庭支援第一課、家庭支援第二課及び家庭支援課」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県松本児童相談所に家庭支援課を置く。

第108条第1項第1号中「第17項、第20項及び第21項」を「第19項、第22項及び第23項」に改め、同項第2号中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改める。

第110条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 入退所の相談支援に関すること。

第110条第3項第3号中「相談支援」を「相談支援（管理部に属する事務を除く。）」に改め、同条第8項の表の管理部の項中「第4号」を「第5号」に、

「

栄養課	第2項第3号の事項
-----	-----------

を

「

栄養課	第2項第3号の事項
地域連携課	第2項第4号の事項

に改める。

」

第2章第2節第3款第47目を同款第48目とし、同款第39目から第46目までを1目ずつ繰り下げ、同款第38目の次に次の1目を加える。

第39目 自然公園施設

(業務)

第149条の2 長野県自然公園施設は、長野県自然公園施設条例に規定するところにより、自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供するところである。

(名称及び位置)

第149条の3 長野県自然公園施設の名称及び位置は、長野県自然公園施設条例の規定するところにより、別表第12のとおりである。

第220条第2項中「建設業者の指導及び監督に関する事務並びに」を削る。

第221条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附則第5条の見出し中「災害復旧課」を「事務の特例」に改め、同条第1項を次のように改める。

長野県佐久建設事務所整備課は、当分の間、第221条第5項各号に掲げる事務のほか、令和元年東日本台風による災害により被害を受けた土木施設の復旧に係る工事の計画、調査、設計、施行及び監督に関する事務をつかさどる。

附則第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第1項又は第3項に規定する建設事務所に災害復旧課又は」を「長野県飯田建設事務所に」に、「事務」を「事務を」に、「附則第4条第1項又は第3項に規定する建設事務所」を「長野県飯田建設事務所」に、「は、災害復旧課又は」を「は、」に、「除く。）」を「除く。」を「に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第221条第5項」の次に「各号」を加え、同項を同条第5項とし、同条を附則第4条とする。

附則第6条を附則第5条とし、附則第7条から附則第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第12から別表第23までを次のように改める。

(別表第12) (第149条の3関係)

自然公園施設

名称	位置
長野県霧ヶ峰自然保護センター	諏訪市
長野県乗鞍自然保護センター	松本市
長野県美ヶ原自然保護センター	松本市
長野県志賀高原自然保護センター	下高井郡山ノ内町
長野県立御嶽山ビジターセンター	木曾郡王滝村

(別表第13) から (別表第23) まで 削除

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

長野県公共事業評価監視委員会	附属機関条例第2条第1項の規定による公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	政策評価室
----------------	---	-------

別表第32の2の長野県自立支援協議会の項の次に次のように加える。

長野県共生社会づくり調整委員会	障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号）第31条の規定による紛争事案についてのあつせんに関すること。	障がい者支援課
-----------------	--	---------

別表第32の2の長野県公共事業評価監視委員会の項を削る。

別表第33の企画振興部の項から建設部の項までの規定中「及び部長の職務遂行の補佐」を削り、同表の税務課の項中

軽油調査員	軽油引取税に関する専門的調査及び指導
家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価及び指導

を

家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価及び指導
-------	-------------------

に改め、同表の健康増進課の項中

管理栄養士	栄養指導業務
-------	--------

を

歯科口腔保健推進医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な歯科口腔保健業務
管理栄養士	栄養指導業務

に改め、同表の保健・疾病対策課の項中

歯科保健推進医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な歯科保健業務
薬剤師	薬事衛生業務

を

薬剤師

薬事衛生業務

に改め、同表の森林づくり推進課の項の次に

次のように加える。

建設政策課

建設業審査幹

建設業の許可等の審査に関する事務の総括掌理

別表第33の技術管理室の項の次に次のように加える。

道路建設課

高規格道路推進幹

高規格道路の整備に関する専門的事務の総括掌理

別表第36の地域振興局の項中「及び北アルプス」を削り、「市町村間」を「町村間」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条第7号の改正規定及び別表第32の2の長野県自立支援協議会の項の次に次のように加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第43号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同条第4項中「別表第6」を「別表第7」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 建設政策課建設業審査幹が専決する事項は、別表第6に掲げるとおりとする。

第7条第1項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第8条中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第9条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同条第15項中「別表第9」を「別表第10」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 建設政策課建設業審査幹が不在のときは、建設業審査幹があらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

附則第6項中「イの(ヒ)から(ム)まで及びウの(イ)のfから1まで」を「ウの(セ)から(ト)まで、コの(カ)から(コ)まで及びシ」に、「同ウ」を「同ケ」に、「リ」とあるのは「事項」とするを「コからスまでにおいて同じ。」とあるのは「事項」とするに改める。

別表第2の3の(1)のa中「別表第7の13」を「別表第8の13」に改め、同4の(8)のシに次の事項を加える。

(ト) 第55条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の4の(11)のイを同ウとし、同アを同イとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第4項の規定による協議及び同意（同項第2号に掲げる行為に係るもの（(42)のアの(7)のaからfまでのいずれかに該当するものを除く。）、同項第3号に掲げる行為に係るもの及び同項第6号に掲げる行為に係るもの（(61)のウの(7)及び(セ)に係るものに限る。）に限る。）（第22条の3第5項及び第22条の4第2項において準用する場合を含む。別表第8の2の(3)において同じ。）

別表第2の4の(16)のケ中「平成20年長野県告示第302号」を「令和4年3月24日付け3園畜第862号農政部長通知」に改め、同中「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱」を「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱」に改め、同(16)に次の事項を加える。

ノ 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金交付要綱（令和2年9月9日付け2農技第331号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

ハ みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年3月31日付け3農技第729号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

別表第2の4の(32)に次の事項を加える。

ケ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の規定に基づく次の事項

(7) 第3条第1項の規定による認定

(イ) 第3条第6項の規定による認定の通知

(ウ) 第4条第1項の規定による認定

(エ) 第4条第2項の規定による届出の受理

(オ) 第6条第1項の規定による届出の受理

- (カ) 第6条第2項ただし書の規定による認定
- (キ) 第9条第2項の規定による届出の受理
- (ク) 第10条第1項の規定による認可
- (ケ) 第10条第2項の規定による認可
- (コ) 第10条第3項の規定による認可
- (カ) 第11条第1項の規定による届出の受理
- (シ) 第13条第1項の規定による報告の受理
- (ス) 第13条第2項の規定による届出の受理
- (セ) 第14条第1項の規定による報告の徴収
- (ソ) 第14条第2項の規定による帳簿等の提出の要求
- (タ) 第14条第3項の規定による立入検査及び質問

コ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）の規定に基づく次の事項

- (ア) 第48条第2項の規定による認定
- (イ) 第71条第2項の規定による通知書の交付
- (ウ) 第72条第4項の規定による通知書の交付

別表第2の4の(35)のアの(ア)中「別表第7の2の(7)のアの(ア)」を「別表第8の2の(8)のアの(ア)」に改め、同(ウ)中「別表第7の2の(7)のアの(ア)」を「別表第8の2の(8)のアの(ア)」に改め、同(37)のコの(エ)のb中「第6」を「第10」に改め、同dを削り、同eを同dとし、同fからiまでを同eからhまでとし、同セ中「管理」を「管理及び譲与」に改め、同(42)のアの(ア)のb中「別表第7の2の(7)のアの(ア)及び(イ)」を「別表第8の2の(8)のアの(ア)及び(イ)」に改め、同カを削り、同キを同カとし、同クからヒまでを同キからハまでとし、同ハの次に次の事項を加える。

ヒ 高性能林業機械導入推進事業補助金交付要綱（平成30年3月8日信木第490号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付
別表第2の4の(42)に次の事項を加える。

ヨ スマート林業実践支援事業補助金交付要綱（令和3年7月28日付け3信木第193号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の4の(50)のキ中「第70条第7項」を「第70条第8項」に改め、同(51)のA中「昭和52年長野県告示第176号」を「平成26年3月24日付け25経第213号知事通知」に改め、同(61)のアの(ア)中「附則第3項第1号」を「附則第2項第1号」に改め、同(イ)中「附則第3項第3号」を「附則第2項第3号」に、「イの(ヒ)から(ム)まで及びウの(イ)のfから1まで」を「ウの(セ)から(ト)まで、コの(カ)から(コ)まで及びシ」に改め、同イ中「国定公園に係る」を削り、「次」を「公園事業に関する次」に、「除く」を「除く。ウからクまでにおいて同じ」に改め、同(セ)から(レ)までを削り、同(ス)を同(ネ)とし、同(ネ)の前に次の事項を加える。

- (セ) 第16条の2第3項の規定による要請の受理
- (ソ) 第16条の2第4項の規定による公表
- (タ) 第16条の2第5項の規定による申出の受理
- (チ) 第16条の7第3項において準用する第16条の3第1項の規定による認定
- (ツ) 第16条の7第3項において準用する第16条の3第5項(第16条の4第3項において準用する場合を含む。(ア)において同じ。)の規定による条件の付加及び変更
- (テ) 第16条の7第3項において準用する第16条の3第6項の規定による公表
- (ト) 第16条の7第3項において準用する第16条の4第1項の規定による認定
- (ナ) 第16条の7第3項において準用する第16条の4第2項の規定による届出の受理
- (ニ) 第16条の7第3項において準用する第16条の5第1項の規定による認定の取消し
- (ハ) 第16条の7第3項において準用する第16条の5第2項の規定による公表

別表第2の4の(61)のイの(シ)を同(ス)とし、同(ケ)から(サ)までを同(ク)から(シ)までとし、同(ク)中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同(ク)を同(ケ)とし、同(キ)中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改め、同(キ)を同(ク)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(キ) 第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による地位の承継の承認

別表第2の4の(61)のイに次の事項を加える。

- (リ) 第17条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の4の(61)のウを次のように改める。

ウ 自然公園法の規定に基づく保護及び利用に関する次の事項

- (ア) 第20条第3項の規定による許可
- (イ) 第20条第6項の規定による届出の受理
- (ウ) 第20条第7項の規定による届出の受理
- (エ) 第20条第8項の規定による届出の受理
- (オ) 第21条第3項の規定による許可
- (カ) 第21条第6項の規定による届出の受理

- (キ) 第21条第7項の規定による届出の受理
- (ク) 第23条第3項第8号の規定による許可
- (ケ) 第24条第1項の規定による認定
- (コ) 第24条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。(ホ)において同じ。)の規定による立入認定証の交付
- (サ) 第24条第5項の規定による立入認定証の再交付
- (シ) 第24条第7項の規定による認定
- (ス) 第32条の規定による条件の付加
- (セ) 第33条第1項の規定による届出の受理
- (ソ) 第33条第2項の規定による措置命令
- (タ) 第33条第4項の規定による期間の延長及び通知
- (チ) 第33条第6項の規定による期間の短縮
- (ツ) 第34条第1項の規定による中止命令、現状回復命令及び措置命令
- (テ) 第35条第1項の規定による報告の徴収
- (ト) 第35条第2項の規定による立入検査等

別表第2の4の(6l)に次の事項を加える。

エ 自然公園法の規定に基づく生態系維持回復事業に関する次の事項

- (ア) 第41条第2項の規定による確認
- (イ) 第41条第3項の規定による認定
- (ウ) 第41条第4項において準用する第39条第6項の規定による確認及び認定
- (エ) 第41条第4項において準用する第39条第9項の規定による届出の受理
- (オ) 第41条第4項において準用する第40条の規定による認定の取消し
- (カ) 第42条の規定による報告の徴収

オ 自然公園法の規定に基づく質の高い自然体験活動の促進のための措置に関する次の事項

- (ア) 第42条の2第3項において準用する第16条の2第3項の規定による要請の受理
- (イ) 第42条の2第3項において準用する第16条の2第4項の規定による公表
- (ウ) 第42条の2第3項において準用する第16条の2第5項の規定による申出の受理
- (エ) 第42条の4第1項の規定による認定
- (オ) 第42条の4第5項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。(カ)において同じ。)の規定による条件の付加及び変更
- (カ) 第42条の4第6項の規定による公表
- (キ) 第42条の5第1項の規定による認定
- (ク) 第42条の5第2項の規定による届出の受理
- (ケ) 第42条の6第1項の規定による認定の取消し
- (コ) 第42条の6第2項の規定による公表
- (サ) 第42条の7第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

カ 自然公園法の規定に基づく雑則に関する次の事項

- (ア) 第68条第1項の規定による国の機関との協議
- (イ) 第68条第3項の規定による通知の受理
- (ウ) 第68条第4項の規定による国の機関との協議

キ 自然公園法の規定に基づく県立自然公園に関する次の事項

第79条第2項の規定により例によることとされる同法第68条第1項若しくは第4項の規定による国の機関との協議又は同条第3項の規定による通知の受理

ク 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第12条第27号の2の4に規定する書面の受理
- (イ) 第12条第27号の9に規定する書面の受理
- (ウ) 第12条第29号の31に規定する書面の受理
- (エ) 第12条第30号の規定による計画の受理
- (オ) 第15条第16号の規定による計画の受理

ケ 長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)の規定に基づく公園事業に関する次の事項(2以上の地域振興局の管轄区域に係るものを除く。コからスまでにおいて同じ。)

- (ア) 第6条の5第2項の規定による国等との協議
- (イ) 第6条の5第3項の規定による認可
- (ウ) 第6条の5第6項の規定による協議及び認可
- (エ) 第6条の5第9項の規定による届出の受理
- (オ) 第6条の5第10項の規定による条件の付加

- (カ) 第6条の6の規定による改善命令
 - (キ) 第6条の7第1項の規定による地位の承継の承認
 - (ク) 第6条の7第2項の規定による地位の承継の協議及び承認
 - (ケ) 第6条の7第3項の規定による相続に係る地位の承継の承認
 - (コ) 第6条の8の規定による届出の受理
 - (カ) 第6条の9第2項の規定による届出の受理
 - (シ) 第6条の9第3項の規定による認可の取消し
 - (ス) 第6条の10第1項の規定による原状回復命令及び措置命令
 - (セ) 第6条の12第1項の規定による認定
 - (ソ) 第6条の12第5項(第6条の13第3項において準用する場合を含む。(ウ)において同じ。)の規定による条件の付加及び変更
 - (タ) 第6条の12第6項の規定による公表
 - (チ) 第6条の13第1項の規定による認定
 - (ツ) 第6条の13第2項の規定による届出の受理
 - (テ) 第6条の14第1項の規定による認定の取消し
 - (ト) 第6条の14第2項の規定による公表
 - (ナ) 第6条の16第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - (ニ) 第6条の16第2項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - コ 長野県立自然公園条例の規定に基づく保護及び利用に関する次の事項
 - (ア) 第8条第1項の規定による許可
 - (イ) 第8条第2項の規定による届出の受理
 - (ウ) 第9条第1項の規定による届出の受理
 - (エ) 第9条第2項の規定による届出の受理
 - (オ) 第19条の規定による条件の付加(第8条第1項の許可に係るものに限る。)
 - (カ) 第20条第1項の規定による届出の受理
 - (キ) 第20条第3項の規定による期間の短縮
 - (ク) 第21条第1項の規定による措置命令
 - (ケ) 第21条第3項の規定による期間の延長及び通知
 - (コ) 第26条第1項の規定による中止命令、原状回復命令及び措置命令(利用調整地区の区域内における行為に係るものを除く。シにおいて同じ。)
 - サ 長野県立自然公園条例の規定に基づく質の高い自然体験活動の促進のための措置に関する次の事項
 - (ア) 第26条の3第1項の規定による認定
 - (イ) 第26条の3第4項(第26条の4第3項において準用する場合を含む。(ウ)において同じ。)の規定による条件の付加及び変更
 - (ウ) 第26条の3第5項の規定による公表
 - (エ) 第26条の4第1項の規定による認定
 - (オ) 第26条の4第2項の規定による届出の受理
 - (カ) 第26条の5第1項の規定による認定の取消し
 - (キ) 第26条の5第2項の規定による公表
 - (ク) 第26条の6の規定による報告の徴収及び立入検査
 - シ 長野県立自然公園条例の規定に基づく調査等及び損失補償に関する次の事項
 - (ア) 第39条第1項の規定による報告の徴収
 - (イ) 第39条第2項の規定による立入検査等
 - ス 長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の規定に基づく次の事項
 - (ア) 第16条第72号に規定する書面の受理
 - (イ) 第16条第100号に規定する書面の受理
 - (ウ) 第16条第110号に規定する計画の受理
 - (エ) 第19条第15号に規定する計画の受理
 - セ 長野県自然公園施設条例(令和3年長野県条例第26号)の規定に基づく次の事項
 - (ア) 第12条第1号ただし書の規定による承認
 - (イ) 第12条第2号ただし書の規定による承認
 - ソ 長野県自然公園施設管理規則(令和3年長野県規則第95号)第7条の規定により読み替えて適用される第4条第5号の規定による承認
 - タ 長野県霧ヶ峰自然保護センターの管理
- 別表第2の6の(25)のイ中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改め、同14の(11)のア中「次」を「動物取扱業者に関する次」に改め、

同(7)から(2)までを削り、同(1)を同(7)とし、同(3)から(4)までを同(7)から(1)までとし、同(5)の次に次の事項を加える。

(7) 第19条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止の命令の通知

別表第2の14の(11)のエを同キとし、同ウを同カとし、同イを同オとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく周辺的生活環境の保全等に係る措置に関する次の事項

(ア) 第25条第1項の規定による指導又は助言

(イ) 第25条第2項の規定による必要な措置の勧告

(ウ) 第25条第3項の規定による必要な措置の命令

(エ) 第25条第4項の規定による必要な措置の命令又は勧告

(オ) 第25条第5項の規定による報告の徴収又は立入検査

(カ) 第25条第7項の規定による市町村長に対する協力要請

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく動物による人の生命等に対する侵害の防止に係る措置に関する次の事項

(ア) 第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

(イ) 第26条第2項の規定による申請書の受理

(ウ) 第27条第2項の規定による許可条件の設定(第28条第2項において準用する場合を含む。)

(エ) 第28条第1項の規定による変更の許可

(オ) 第28条第3項の規定による変更の届出の受理

(カ) 第29条の規定による許可の取消し

(キ) 第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令等

(ク) 第33条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査

エ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく県の措置等に関する次の事項

(ア) 第35条第1項の規定による犬及び猫の引取り(同条第3項において準用する場合を含む。(イ)において同じ。)

(イ) 第35条第2項の規定による犬及び猫の引き取るべき場所の指定

(ウ) 第35条第5項の規定による市町村長に対する協力要請

(エ) 第36条第1項の規定による動物を発見した者からの通報の受理

(オ) 第36条第2項の規定による動物の収容

別表第2の14の(13)に次の事項を加える。

キ 長野県不育症検査費用助成事業実施要綱(令和3年4月1日付け3保疾第121号健康福祉部長通知)の規定に基づく助成金の交付

ク 長野県不妊治療(先進医療)費用助成事業実施要綱(令和4年3月31日付け3保疾第1155号健康福祉部長通知)の規定に基づく助成金の交付

ケ 長野県妊活検診(不妊検査)費用助成事業実施要綱(令和4年3月31日付け3保疾第1156号健康福祉部長通知)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の14の(18)のアの(7)中「廃棄処分」の次に「、廃棄命令及び措置命令」を加え、同(2)中「監督処分」を「改善命令、営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止」に改め、同イ中「長野県フグ取扱指導要綱」を「長野県ふぐ取扱指導要綱」に改め、同イの(7)中「フグ営業届出書」を「ふぐ営業届書」に改め、同(7)中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改め、同(7)を同(8)とし、同(8)の次に次の事項を加える。

(7) 第5条第4項の規定による営業届出済証の再交付

別表第2の14の(18)のイを同ウとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の規定に基づく次の事項

(ア) 第71条の規定による届出の受理

(イ) 第71条の2の規定による届出の受理

別表第2の21の(3)のイ中「廃棄処分」の次に「、廃棄命令及び措置命令」を加え、同38の(16)を削り、同(17)を同(16)とし、同(18)から(20)までを同(17)から(19)までとし、同(21)中「(22)から(30)」を「(21)から(29)」に改め、同(21)を同(20)とし、同(22)から(24)までを同(21)から(23)までとし、同(25)のキに次の事項を加える。

(キ) 第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議及び同意

別表第2の38の(25)を同(24)とし、同(26)から(30)までを同(25)から(29)までとし、同39の(1)中「(17)」を「(16)」に改め、同(2)のイ中「第25条の14」を「第25条の26」に改め、同イ中「第25条の15」を「第25条の27」に改め、同ウ中「第25条の16」を「第25条の28」に改め、同エ中「第25条の18」を「第25条の30」に改め、同41中「(12)から(15)まで及び(17)」を「及び(12)から(16)まで」に、「(17)」を「(16)」に改める。

別表第3の3中「シの(7)」を「シの(7)及び(10)」に、「同(11)のアの(6)」を「同(11)のイの(6)」に、「同(60)のイ並びに」を「同(60)のイ、」に、「並びにイの(1)、(2)、(3)及び(7)」を「、イの(6)及び(7)、ウの(7)及び(10)、エの(8)、オの(9)、ケの(10)及び(11)、サの(12)並びにシ」に改め、同7中「(7)、(8)、(9)から(12)まで、(13)から(15)まで、(16)及び(17)、イの(18)、ウ並びにエの(19)」を「(7)、(8)、(9)から(12)まで、イの(13)から(15)まで、ウの(16)及び(17)、エの(18)、オの(19)、カ並びにキの(20)」に改め、同9中「同(16)のイ、同(21)のイ、同(23)のアの(7)」を「同(20)のイの(18)、同(22)のアの(7)」に、「同(25)のアの(7)」を「同(24)のアの(7)」に、「(16)」を「(15)、キの(19)」

に、「同(26)のア」を「同(25)のア」に、「同(27)のアの(ア)」を「同(26)のアの(ア)」に、「同(30)のキ」を「同(29)のキ」に改める。

別表第4の3の(15)中「別表第7の1」を「別表第8の1」に改め、同5を同4とする。

別表第9を別表第10とし、別表第8の1に次の事項を加える。

(4) 特定歴史公文書及び歴史的訴訟書類に関すること。

別表第8を別表第9とし、別表第7の2の(7)を同(8)とし、同(3)から(6)までを同(4)から(7)までとし、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項の規定による協議及び同意（同項第4号及び第9号に掲げる行為に係るものに限る。）

別表第7の3の(1)を次のように改める。

(1) 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の規定に基づく次の事項

ア 第69条の5第1項の規定による減免の承認（同項第2号及び第3号に掲げるものに限る。）

イ 第69条の13第1項の規定による減免の承認（同項第3号及び第6号に掲げるものに限る。）

ウ 第69条の14の規定による種別割に係る証明書の交付

別表第7の9の(1)を削り、同(2)中「(3)及び(4)」を「(2)及び(3)」に改め、同(2)を同(1)とし、同(3)を同(2)とし、同(4)を同(3)とし、同表を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の別表を加える。

(別表第6)（第6条関係）

建設政策課建設業審査幹が専決する事項

建設業に関する次の事項（建設業審査幹において建設政策課長の決裁を要すると認めるものを除く。）

1 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく次の事項

- (1) 第3条第1項の規定による許可
- (2) 第3条第3項の規定による許可の更新
- (3) 第3条の2第1項の規定による許可条件の設定及び変更
- (4) 第11条第1項（第17条において準用する場合を含む。(5)から(9)までにおいて同じ。）の規定による届出の受理
- (5) 第11条第2項の規定による書類の受理
- (6) 第11条第3項の規定による届出の受理
- (7) 第11条第4項の規定による書面の受理
- (8) 第11条第5項の規定による届出の受理
- (9) 第12条の規定による届出の受理
- (10) 第17条の2第1項の規定による譲渡及び譲受けの認可
- (11) 第17条の2第2項の規定による合併の認可
- (12) 第17条の2第3項の規定による分割の認可
- (13) 第17条の2第5項の規定による許可条件の取消し、変更又は設定
- (14) 第17条の3第1項の規定による相続の認可
- (15) 第27条の26第1項の規定による経営規模等評価
- (16) 第27条の26第4項の規定による報告又は資料の提出の要求
- (17) 第27条の27の規定による経営規模等評価の通知
- (18) 第27条の28の規定による再審査の申立
- (19) 第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知
- (20) 第27条の29第3項の規定による総合評定値等の通知
- (21) 第29条第1項の規定による許可の取消し（同項第3号及び第5号に係るものに限る。）
- (22) 第29条の5第1項の規定による公告
- (23) 第31条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (24) 第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告

2 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第4条第4項の規定による記号の打刻又は検認

3 浄化槽法の規定に基づく次の事項

- (1) 第21条第1項の規定による登録
- (2) 第21条第3項の規定による更新の登録
- (3) 第23条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。(4)において同じ。）の規定による通知
- (4) 第24条第1項の規定による登録の拒否
- (5) 第24条第2項（第25条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (6) 第25条第1項の規定による届出の受理
- (7) 第26条の規定による届出の受理
- (8) 第27条第1項の規定による登録の抹消
- (9) 第33条第3項の規定による届出の受理

- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく次の事項
- (1) 第21条第1項の規定による登録
 - (2) 第21条第2項の規定による登録の更新
 - (3) 第23条第2項の規定による登録の通知
 - (4) 第24条第2項の規定による登録の拒否の通知
 - (5) 第25条第1項の規定による届出の受理
 - (6) 第27条第1項の規定による届出の受理
 - (7) 第28条の規定による登録の抹消
 - (8) 第37条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 5 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の規定に基づく次の事項
- (1) 第4条第1項の規定による届出の受理
 - (2) 第7条第2項の規定による届出の受理
 - (3) 第9条第2項の規定による承認

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第44号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則（昭和36年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「の各号」を削り、本則第6号中「管理所長」を「発電建設事務所長、管理所長」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則中「の各号」を削り、本則第5号中「管理所長」を「発電建設事務所長、管理所長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和4年3月31日

長野県公営企業管理者 小 林 透

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「課」を「課、発電建設事務所」に、「管理所に限る」を「課を除く」に改める。

別表第3の南信発電管理事務所の項中

建設第一課	/
建設第二課	
建設第三課	

を

建設第一課	/
建設第二課	
飯田発電建設事務所	飯田市
松本発電建設事務所	松本市

に改め、同表の北信発電

管理事務所の項中

建設第一課	/
建設第二課	

を

建設課	/
上田発電建設事務所	
上田市	

に改める。

別表第12の発電管理事務所の項中

管理所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
------	------------------

を

発電建設事務所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
管理所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改める。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「及び」を「北アルプス地域振興局長及び」に、「上田地域振興局長 木曾地域振興局長」を「上田地域振興局長 木

曾地域振興局長 北アルプス地域振興局長」に、	佐久保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 福祉大学校長	を
------------------------	---------------------------------	---

佐久保健福祉事務所長	に改める。
------------	-------

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「危機管理監」を「危機管理監 産業政策監」に、「企画幹 森林政策課の補助金不適正受給問題担当の企画幹」を「企画幹」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「教育次長」を「教育次長 高校教育改革推進担当の参事」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「木曾地域振興局長」の次に「北アルプス地域振興局長」を加え、「上田地域振興局長 木曾地域振興局長」を「上田地域振興局長 木曾地域振興局長 北アルプス地域振興局長」に、

佐久保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 福祉大学校長	を	佐久保健福祉事務所長	に改め、「及び松
---------------------------------	---	------------	----------

本保健事務所長」を削り、「 公衆衛生専門学校長
」を「 福祉大学校長
公衆衛生専門学校長
」

に、「 環境保全研究所次長
」を「 環境保全研究所次長（企画総務部長を兼務するものに限る。）
」に、

「 農業大学校副校長及び事務局長
」を「 農業大学校副校長
」に、

「 佐久建設事務所、上田建設事務所、飯田建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所の次長
」を「 佐久建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所の次長
」に、

「 会計審査幹
」を「 建設業審査幹
高規格道路推進幹
会計審査幹
」に、

「 精神保健福祉センター次長
」を「 精神保健福祉センター次長
環境保全研究所次長（企画総務部長を兼務するものを除く。）
」に、

「 農業大学校の部長及び就農推進技幹
」を「 農業大学校事務局長
農業大学校の部長及び就農推進技幹
」に、

「 佐久建設事務所、上田建設事務所、飯田建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所以外の建設事務所の次長
」を「 佐久建設事務所、松本建設事務所及び長野建設事務所以外の建設事務所の次長
」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会事務局